

# 100条調査特別委員会

- 調査事項 1 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項
- 2 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項

- 委員会構成 7名(鯖江市議会議員)
- 開催期間 令和4年10月25日～令和5年3月31日
- 開催回数 計19回(そのほかに協議会を21回開催)
- 調査経費 1,656,285円(当初30万円から2回増額) 関連⇒p.4
- 証人喚問人数 延べ11名(うち1名は再喚問)

第1回～第19回の会議録や報告書等の詳細は、100条調査特別委員会ページで閲覧できます。



## 第18回(令和5年3月22日)

3月定例会最終日(令和5年3月24日)の提出に向けて調整を続けていた調査報告書案について、採決が行われた。その結果、賛成・反対が3名ずつの同数となり、内容の一部不足を理由に委員長が不採択を選択し、否決された。これにより、3月定例会への報告書案の提出は見送られた。

## 第19回(令和5年3月31日)

佐々木市長と玉邑議員に虚偽の証言があったとし、両者を告発すべきとした調査報告書案が可決された。採決前に、委員3名から告発の必要はないとした修正案が提出されたが、賛成・反対が3名ずつの同数となり、委員長採決により否決された。続いて告発すべきとした原案の採決となり、賛成・反対が3名ずつの同数となり、委員長採決により可決された。

## 第439回 4月臨時会

【会 期】 4月27日(木)

【議決内容】 100条調査特別委員会の調査終了について・・・**可決**

市会案第3号・第4号 虚偽の陳述に対する告発について・・・**可決**

※議決の詳細はP14～15に掲載しています。

100条調査特別委員会の丹尾委員長が調査結果を報告し、簡易表決により調査は終了に決した。その直後、丹尾委員長から、100条調査特別委員会にて佐々木市長と玉邑議員が虚偽の陳述を行ったとし、両者を刑事告発するとして市会案提出についての動議がなされた。動議内容の確認のため、本会議を一時中断し、議会運営委員会および全員協議会を開き、協議が行われた。その後、本会議を再開し、市会案第3号(佐々木市長の告発についての議案)および第4号(玉邑議員の告発についての議案)を日程に追加することが可決され、それぞれの議案について、のべ19人による質疑および賛成・反対の討論が繰り返された。また、市会案第3号に係る討論において反対討論を行った玉邑議員は、発言が議案内容とかけ離れているとの理由により、議長から制止を受けたが、その後も発言を続けたため、議場からの退場を命じられた。採決は玉邑議員を除く17名で行われ、市会案第3号および第4号は、ともに賛成9人・反対8人の賛成多数で可決された。

## 虚偽の陳述に対する告発について(市会案第3号・市会案第4号)

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された鯖江市議会100条調査特別委員会にて実施した証人尋問において、佐々木勝久氏および玉邑哲雄氏の証言に虚偽が認められたことから、同条第9項の規定に基づき、福井地方検察庁に告発する。

※市会案第3号は佐々木市長の告発についての議案、市会案第4号は玉邑議員の告発についての議案。